

高支第100号
令和6年4月19日

各指定小規模多機能型居宅介護事業所
各指定認知症対応型共同生活介護事業所
各指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
各指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
各指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

開設（予定）法人代表者 殿

山形県健康福祉部高齢者支援課長

令和6年度山形県認知症対応型サービス事業開設者研修の開催
について（通知）

介護保険制度の適切な運営につきましては、日頃から御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修について、別添募集要領により実施いたします。受講を希望される場合は、期日までに申し込んでいただくようお願いします。

なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の開設法人及び開設予定法人の代表者は、厚生労働省が定める基準により、この研修を受講する義務がありますので、御留意ください。

担当

山形県健康福祉部高齢者支援課

地域包括ケア推進担当 井澤

TEL023-630-2197 FAX023-630-3321